

新エネ・省エネ設備

対応融資

平成 30 年度版



中小企業向け県制度融資

新エネ・省エネ設備等導入促進資金

をご利用ください！

新エネ・省エネ設備等の導入に積極的に取り組む中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 1億円

新エネ設備特別型
〔固定金利〕

年1.4%以内
(通常は年1.6%以内)

〔融資期間〕

最長10年間
(据置1年以内)

県の利子補給率
最大

0.67%
(信用保証 任意)

Q: 「新エネ設備特別型」とは？

A: 下記の8設備のいずれかを導入する場合、融資利率が年1.4%以内になります。これらの設備と複合的に導入する省エネ効果のある設備等も対象になります。

・太陽光発電設備 ・地熱発電設備 ・風力発電設備 ・太陽熱利用設備 ・水力発電設備
・天然ガスコージェネレーション ・バイオマス発電設備 ・バイオマス熱利用設備

Q: 「エネルギー需給安定対策保証」とは？

A: 通常(普通保証など)は、無担保での取り扱いは8,000万円が限度ですが、上記の保証については、それとは別に1億円を原則無担保で取り扱います。設備を複合的に導入する場合や高効率照明の単体導入などにご利用いただけます。詳しくは、静岡県信用保証協会へお問合せください。

(電話: 本店 054-252-2121、沼津支店 055-926-0100、浜松支店 053-458-1212)

県制度融資は県が金融機関に利子補給(年0.47%以内又は年0.67%以内)することで利用者が低利で融資を受けることができます。また信用保証協会の協力を得て保証料も割安(▲0.15%~▲0.6%)になっています。

新エネ・省エネ設備等導入促進資金の概要

(平成30年4月1日現在)

区分	新エネ設備特別型	新エネ・省エネ設備等導入促進資金
融資対象者	<p>原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合で、新エネ・省エネ設備等を導入する際に、<u>下記の8設備のいずれかを含むもの</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 ・地熱発電設備 ・風力発電設備 ・太陽熱利用設備 ・水力発電設備 ・天然ガスコージェネレーション ・バイオマス発電設備 ・バイオマス熱利用設備 </div> <p>(導入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の単体導入 ・太陽光発電設備と高効率空調機の導入 	<p>原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合で、新エネ・省エネ設備等を導入する際に、<u>左欄の8設備を含まないもの</u></p> <p>(導入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明や自家発電機の単体導入 ・省エネ型ボイラーと高効率空調機の導入
利率等	<p>所定金利(金融機関) : 2.07%以内 利子補給率(県) : 0.67%以内 融資利率(申請者負担) : 1.4%以内</p>	<p>所定金利(金融機関) : 2.07%以内 利子補給率(県) : 0.47%以内 融資利率(申請者負担) : 1.6%以内</p>
資金使途	新エネ・省エネ設備等の導入に必要な資金	
融資限度額	1億円(天然ガスコージェネレーション導入の場合は3億円)	
融資期間	10年以内(据置1年以内など)	
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3~1.3%(普通保証、エネルギー需給安定対策保証*等) 年0.98%(エネルギー対策保証を利用する場合) *エネルギー需給安定対策保証を付ける場合は、無担保別枠で1億円	
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
申込書類	申込書(様式第1号)、設備等の見積書、決算書(直近2年間) (協会の保証を付す場合)信用保証協会が定める書類 (協会の保証を付さない場合)商業登記簿謄本の写し、印鑑証明書、県税の納税証明書	
ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-24.html	

- ・新エネ設備特別型で定める8設備についてのお問合せは、県エネルギー政策課(054-221-2949)へお願いします。
- ・お申込は、下記の申込窓口へお願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団
- ・静岡県経済産業部商工金融課(054-221-2513)

